

政令第 号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第八条（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）、第十二条の二第二項及び第十二条の十一第二項第二号（これらの規定を同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十二條（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 大腸菌数 一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下

第六条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第九条の四第一項中「それぞれ」を削り、同項第五号中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改める。

第九条の十一第一項中「の規定による条例は、」を「に規定する政令で定める基準は、同号の条例におい

て」に、「ものとし、その水質は、それぞれ」を「こと及び当該水質の基準が」に改め、「ならない」の下に「こととする」を加え、同項第二号中「当該各号」を「これらの号」に改め、同項第六号中「第九条の四第一項各号に掲げる物質又は」を削り、「の項目」の下に「又は第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質」を加え、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同条第二項中「それぞれ」を削る。

第十五条中「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条各号を次のように改める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以

上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。ハにおいて同じ。）又は工事の監督管理（以下この条において「処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合 二年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理（以下この条において「排水施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合 一年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 六年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 一年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。）であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 七年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 三年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

ること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第二種技術検定に合格した者であつて、前号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

七 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による土木施工管理に係る一級の第二次検定に合格した者であつて、第二号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術

部門に合格した者（国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

九 前各号に掲げるもののほか、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であること。

イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 十年以上下水道等の工事に関する技術

上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事

し、かつ、二年六月以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

第十五条の三中「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条第一号中「後、又は」を「者又は」に、

「後、二年」を「者であつて、二年」に、「従事した経験を有する者（）」を「従事し、かつ、」に、「者に限る。」を「もの」に改め、同条第二号中「衛生工学科」の下に、「電気工学科、機械工学科」を加え、

「後、」を「者であつて、」に、「従事した経験を有する者（）」を「従事し、かつ、」に、「者に限

る。）」を「もの」に改め、同条第三号及び第四号中「又はこれ」を「、電気科、機械科又はこれら」に、「後、」を「者であつて、」に、「従事した経験を有する者（」を「従事し、かつ、」に、「者に限る。）」を「もの」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「者で」を「者であつて」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「技術士法」の下に「の規定」を加え、同号を同条第六号とし、同条に次の二号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、十年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

八 国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び第九条の十一の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

理由

公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準及び特定事業場から排除される下水の水質の基準を改めるとともに、公共下水道又は流域下水道の設計、工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件を緩和する必要があるからである。